

地方独立行政法人は、中期目標を達成するための計画を作成する必要があります

中期計画の記載事項について（地方独立行政法人法の要請）

■ 第26条第2項

- 1.住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2.業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3.予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 4.短期借入金の限度額
- 4-2.出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 5.前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 6.剰余金の使途
- 7.その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

中期目標の財務内容の改善に関する事項と対応

■ 第83条2項

公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

中期計画は、設立団体の長の認可及び議会の議決が必要になります

中期計画の認可について（地方独立行政法人法の要請）

■ 第26条第1項

地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期計画を作成し、**設立団体の長の認可***を受けなければならない。

■ 第83条2項

設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**議会の議決**を経なければならない。

*なお、名張市においては、条例の取り決めにより評価委員会が引き続き意見を述べる

【参考】中期目標の記載事項

中期目標について（地方独立行政法人法の要請）

■ 第25条第2項

中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

中期目標・中期計画の関係について

中期目標と中期計画

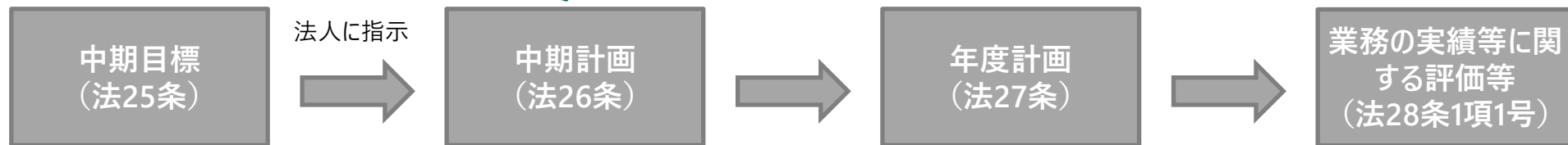
	名張市立病院中期目標（案）	名張市立病院中期計画
1	<ul style="list-style-type: none">中期目標の期間	<p>中期目標を具体化した 定量的・定性的内容を記載</p>
2	<ul style="list-style-type: none">市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
2-1	地域に必要な二次医療提供体制の確保	
2-2	医療水準の向上	
2-3	患者サービスの一層の向上	
3	<ul style="list-style-type: none">業務運営の改善及び効率化に関する事項	
3-1	地方独立行政法人の内部統制	
3-2	効率的かつ効果的な業務運営	
4	<ul style="list-style-type: none">財務内容の改善に関する事項	
4-1	収支の改善	
5	<ul style="list-style-type: none">その他業務運営に関する重要事項	
5-1	地域の医療水準向上への貢献	
5-2	市及び県の施策への協力	

地方独立行政法人の業務運営の仕組みは「目標による管理」の考え方を根幹として構成されています

業務運営の全体像（通常年度）

①提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための措置、②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、③予算・収支計画及び資金計画等を定める。

法人は、当該事業年度における業務の実績について、設立団体の長の評価を受けなければならない。



- ・設立団体の長が策定
- ・予め評価委員会の意見を聴く。
- ・議会の議決を要する。
- ・中期目標は公表される。

- ・中期目標に基づき、法人が作成
- ・設置団体の長の認可*が必要
- ・議会の議決を要する（法83条）
- ・認可後に法人は中期計画について公表が必要
- *名張市の場合は評価委員会の意見を

- ・中期計画に基づき、法人が策定
- ・設立団体の長に届出
- ・法人は年度計画について公表が必要

- ・法人は設立団体の長の評価を受けなければならない。
- ・設立団体の長は評価結果を法人に通知。
- ・設立団体の長は議会に評価結果を報告
- ・設立団体の長は必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることができる。